

2021年11月3日

各位

一般社団法人 日本レジャーダイビング協会
スクーバダイビング事業協同組合
一般社団法人 日本スクーバダイビング協会

新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン (第3版)

令和2年5月4日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、事業者及び関係団体は業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し自主的な感染防止のための取組を進めることとされました。これを踏まえ、一般社団法人日本レジャーダイビング協会におきましては、ダイビング事業者向けに以下のガイドラインを5月21日に設定・提示し、9月17日に一部改訂いたしました(第2版)。加えて令和3年9月17日、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、さらに一部改訂を行いました。

各事業者におかれましては、本ガイドラインに沿った営業活動を行ない感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

※当ガイドラインは政府と専門家の助言に基づき策定されています

なお、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照ください。

<参考>厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

その他、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画に沿って対応していただくようお願いいたします。

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご注意ください。

記

●感染防止対策の基本 (三つの密を回避)

- (1) 施設への入場制限
- (2) 人と人との距離の維持
- (3) こまめな手洗い及びマスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)の着用
- (4) 施設の換気

- (5) 施設の消毒※
- (6) 利用者への注意喚起

※施設内で触れるところの消毒は、アルコール（濃度 60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 0.1%～0.5%）を用いることが望ましい。

★1：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して開発した新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を、各自スマートフォンにインストールして利用することを推奨する。また各店舗等においては、各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知する。（接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨）また、可能な場所では、来場者のQRコード読取システムの導入も推奨する。

★2：感染リスクが高まる「5つの場面」（下記参照）が該当するところでは、特に重点を置いた対策を実施する。

- （場面1）飲酒を伴う懇親会等
- （場面2）大人数や長時間におよぶ飲食
- （場面3）マスクなしでの会話
- （場面4）狭い空間での共同生活
- （場面5）居場所の切り替わり

1. 各項目の詳細

(1) 施設への入場制限

①以下に該当する従業員の勤務を禁止し、利用者の入場を制限する。

*息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある。

*重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

*上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。

*新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。

*同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。

*入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。

*嗅覚・味覚に異常を感じる。

*その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある。

②利用者の氏名及び連絡先を把握する。

(2) 人と人との距離の維持

人と人が接する際の距離は最低1メートル以上、できれば2メートルを確保する。休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限する

とともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す。受付等の人と人が対面する場所では、透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保する。

(3) こまめな手洗い及びマスク等の着用

可能な限り、施設の入り口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、従業員・利用者共に施設に入場する場合には、それによって手指の消毒を行うこととする。
アルコール過敏症の人については、同等の代替手段の提供が望ましい。(洗面所に誘導して石鹸による手洗いを行なう、等)

また、施設内においては、従業員・利用者共に、常時鼻と口を完全に覆う、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）等を着用する。マスク等の着用のない者は施設への入場を制限する。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」等参照。

(4) 施設の換気・保湿

施設内の適切な換気を行なう。

常時一定の換気を確保すると共に、時間を決めて室内の空気を完全に入れ替えるような全換気をする。目安は1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上。

また乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。

換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用やHEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に利用することも検討。

(5) 施設の消毒

施設内の適切な消毒(除菌)を行なう。

ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所は頻回に行ない、その他の場所についても洩れなく行なう。

消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等参照。

(6) 利用者への注意喚起

施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来店自粛をウェブサイトや掲示でお客様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求めていく。

掲示例：症状のある方の入場制限

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。少しでも該当すると感じる点がある方のご来場は固くお断り申し上げます。

●次の症状がある方等、該当する点があるお客様は来場をお控えください。

*息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある方。

*重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方。

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

*上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く方。

*新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。

*同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

*入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。

*嗅覚・味覚に異常を感じる方。

*その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

2. 場内衛生確保、感染防止対策

お客様やスタッフが手に触れるであろう設備を確認し、スタッフによる消毒と清掃を徹底する。また、クラスターを作らないために、予約制の徹底により、可能な範囲で店内の人数を制限した運営を行なう。

1) 店舗全般

①基本的な感染症対策（手洗いやマスク着用及び咳エチケットなど）を徹底する。

- ②新型コロナウイルス感染可能性の症状がある者（1.（6）の掲示例に列挙されているような場合）の勤務を禁止し、利用者の入場を制限する。
- ③入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ④スタッフ、お客様共にマスク等をする。またマスク等を着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい
- ⑤長時間の対面接客は避け、会話は最低 1 メートル以上、できれば 2 メートルの距離をとって行なうことが望ましい。
- ⑥店内を常時又はこまめに換気する。
- ⑦適宜、施設の消毒（ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所）をすること。
- ⑧支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨すること。

2) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ①便器内は、通常の清掃を行なう。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行なう。
- ③トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ハンドドライヤーは止め、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促す。

3) 休憩スペース、喫煙所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ①一度に利用する人数を制限し、従業員同士の距離をできるだけ離す（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）。
- ②飲食が行われるエリアでは、いすを間引くなどして十分な間隔が確保された座席配置をし、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ③飲食・喫煙等でマスクを外す際は会話を控える。またマスクを着用している場合であっても、会話は短く切り上げることが望ましい。
- ④休憩スペースは、常時換気する。
- ⑤共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ⑥スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

4) 更衣室

- ①一度に利用する人数を制限し、一人あたりの利用時間を可能な限り短くする。また、従業員同士の距離をできるだけ離す（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）。
- ②着替え等でマスクを外す際は会話を控える。またマスクを着用している場合であっても、会話は短く切り上げることが望ましい。
- ③更衣室は、常時又はこまめに換気する。
- ④共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ⑤スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

5) クラスルーム

- ①受講生同士の間隔をできるだけ離す（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）よ

う努力する。

- ②適切な環境の保持（こまめな換気、温度、湿度の管理等）。
- ③インストラクター、受講生共にマスク等を着用する。
- ④アルコール消毒液を設置する。
- ⑤テーブルやイス等、不特定多数が触れる環境表面を消毒する。
- ⑥スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

6) ダイビングボート

- ①利用するダイバー同士が最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル離れることができるよう乗員数を制限する。
- ②大声で話さない。
- ③不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行なう。
- ④対面で飲食や会話をしないようにする。
- ⑤手や口が触れるようなもの（コップなど）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ⑥船室内を常時又はこまめに換気する。

7) 送迎車

- ①使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒を行なう。
- ②乗車前に手指の消毒を行なう。
- ②移動中は窓を開けて換気する。
- ③スタッフ、お客様共にマスク等を着用する。 またマスク等を着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。
- ④密にならないよう、乗車人数を制限する。

8) 器材の洗い場

- ①お客様が共用の水槽に器材を浸けることを避け、流水で洗う、もしくは持ち帰って洗うことを推奨する。

9) ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ②ゴミを回収する人は、マスク等や手袋を着用するようにする。
- ③マスク等や手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗う。

10) 清掃・消毒

- ①適切な洗浄剤や漂白剤を用いての清掃に努める。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する。
- ②手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行なう。

11) ダイビングで使用する器材

- ①レンタル器材のうち、直接口をつける部分（マスク、スノーケル、レギュレーター、BC、オ

クトパスなどの各マウスピース部分)は、お客様が使用するたびに各器材メーカーが推奨する薬剤もしくは家庭用洗剤等を用いて洗浄・消毒し、乾燥させる。

②また、レンタル機材のうち、皮膚への接触のあるもの(ウェットスーツやブーツなど)は、水洗いし、乾燥させる。

3. スタッフの健康管理/処遇

業務にあたっているスタッフ1人1人に対し、体調管理を徹底する。

①スタッフ全員の就業前の体調チェックを徹底。

②お客様の健康チェック項目に該当するスタッフは出勤停止。

③スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。

④万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者等の名簿を適切に管理することも考えられる。

⑤出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や、従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上を待たずに、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。抗原簡易キットの購入にあたっては、i. 連携医療機関を定めること、ii. 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、iii. 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

上記のほか、感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には勤務をせず、自宅で健康管理、もしくはかかりつけ医を受診することに留意すること。

4. 感染者が発生した場合の対処(保健所からの通知・本人からの通告)

感染拡大の恐れがあるため速やかに休業を行ない、保健所と対応にあたる。

①即時に保健所へ報告。(求められる情報の速やかな開示)

②保健所の指示に従ったうえで、早い段階で休業を決定し、関係者への周知の徹底。

③自社内だけでなく行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順などを事前に具体化。

5. その他、サービスの提供にあたり

お客様にサービス提供の際には、一定の距離（最低1メートル以上、できれば2メートル）を保ち、マスク等を着用する。お客様、スタッフ共に健康チェックを行ないながら運営を行なう。

- ①各ダイビング教育機関が用意する E ラーニングの使用を推奨する。
- ②オンラインミーティングシステムを活用した知識の学習を推奨する。
- ③健康チェック項目（1.（6）の掲示例に列挙されているような場合）に該当するお客様の参加を断る。
- ④現地集合、現地解散を推奨する。（移動の車輛を利用する場合、車内での対人距離の確保、正しいマスク着用、会話の自粛、換気、消毒等の徹底を図る。）
- ⑤器材は極力、お客様ご自身のものを使うことを推奨する。
- ⑥ブリーフィング等、会話する際は最低1メートル以上、できれば2メートルの間隔をとり、可能な限り対面を避ける。
- ⑦インストラクター、受講生共にマスク等を着用する。
- ⑧お客様同士が密にならないよう努める。
- ⑨インストラクターの健康チェックを強化する。

ダイビング事業に携わる皆様には、どうか万全の体制での運営を心がけていただきますよう、切にお願い申し上げます。本ガイドラインの要点をまとめたチェックリストも適宜ご活用下さい。

※上記ガイドラインは政府と専門家の助言に基づき策定されています

(付則)

1. このガイドラインは令和2年5月21日から施行する。
2. 令和2年9月17日一部改定。
3. 令和3年11月3日一部改定。